令和7年4月版

川口市　介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表

従前コード表からの変更の有無

Ａ２・・・・・・・・変更あり
Ａ３・・・・・・・・変更あり
Ａ６・・・・・・・・変更あり
Ａ７・・・・・・・・変更あり
ＡＦ・・・・・・・・変更あり

◆川口市訪問型介護予防相当サービスサービスコード表【令和7年4月版】

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス11	訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）			1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		事業対象者・要支援1・2（週1回程度）			39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）			2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援1・2（週2回程度）			77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）			3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）			123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	12単位減算	−12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1単位減算	−1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	23単位減算	−23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	1単位減算	−1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	37単位減算	−37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	1単位減算	−1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	12単位減算	−12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1単位減算	−1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	23単位減算	−23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	1単位減算	−1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	37単位減算	−37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	1単位減算	−1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の　10％減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の　15％減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の　12％減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の　5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の　5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の245/1000　加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の224/1000　加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の182/1000　加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の145/1000　加算		

◆川口市訪問型サービスA（基準緩和）サービスコード表【令和7年4月版】

●1割負担者用

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
A3	1001	【1割】訪問A緩和サービス	訪問型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2 227単位		227	1回につき
A3	1002	【1割】訪問A緩和サービス同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　90%	204	
A3	1621	【1割】訪問A緩和サービス同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合　×　85%	192	
A3	1622	【1割】訪問A緩和サービス同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　88%	199	
A3	1623	【1割】訪問A緩和サービス虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合(所定単位数　×　1%)	225	
A3	2310	【1割】訪問A緩和サービス継計			業務継続計画未策定減算の場合(所定単位数　×　1%)	225	
A3	2311	【1割】訪問A緩和サービス継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　を算定時に使用	202	
A3	2312	【1割】訪問A緩和サービス継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	190	
A3	2313	【1割】訪問A緩和サービス継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	197	
A3	2314	【1割】訪問A緩和サービス継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	223	
A3	2315	【1割】訪問A緩和サービス継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	200	
A3	2316	【1割】訪問A緩和サービス継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	188	
A3	2317	【1割】訪問A緩和サービス継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	195	
A3	1624	【1割】訪問A緩和サービス虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　90%	202	
A3	1625	【1割】訪問A緩和サービス虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合　×　85%	190	
A3	1626	【1割】訪問A緩和サービス虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　88%	197	
A3	1003	【1割】訪問A緩和初回加算	初回加算	200単位加算		200	1月につき
A3	1005	【1割】訪問A緩和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位加算	100	
A3	1004	【1割】訪問A緩和生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200	
A3	1747	【1割】訪問A緩和口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算		50	月1回限度

A3	1021	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	55	1回につき
A3	1022	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	49	
A3	1627	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	47	
A3	1628	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	48	
A3	1629	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	55	
A3	2318	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	55	
A3	2319	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	49	
A3	2320	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	46	
A3	2321	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	48	
A3	2322	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	54	
A3	2323	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	49	
A3	2324	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	46	
A3	2325	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	47	
A3	1630	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。） を算定時に使用	49	
A3	1631	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	46	
A3	1632	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	48	
A3	1023	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ初回加算		初回加算算定時に使用		49	1月につき
A3	1025	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		24	
A3	1024	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		49	
A3	1748	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		12	月1回限度

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1041	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサーピス	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサーピス算定時に使用	50	1回につき
A3	1042	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサーピスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	45	
A3	1633	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサーピスを行う場合を算定時に使用	43	
A3	1634	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	44	
A3	1635	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	50	
A3	2326	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	50	
A3	2327	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサーピスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	45	
A3	2328	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサーピスを行う場合を算定時に使用	42	
A3	2329	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	44	
A3	2330	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	49	
A3	2331	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサーピスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	44	
A3	2332	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサーピスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	42	
A3	2333	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	43	
A3	1636	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサーピスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	45	
A3	1637	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサーピスを行う場合を算定時に使用	42	
A3	1638	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	44	
A3	1043	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ初回加算		初回加算算定時に使用		44	1月につき
A3	1045	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		22	
A3	1044	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		44	
A3	1749	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		11	月1回限度

A3	1061	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	41	1回につき
A3	1062	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	37	
A3	1639	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	34	
A3	1640	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	36	
A3	1641	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	40	
A3	2334	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	40	
A3	2335	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。） を算定時に使用	36	
A3	2336	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	34	
A3	2337	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	35	
A3	2338	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	40	
A3	2339	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	36	
A3	2340	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	34	
A3	2341	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	35	
A3	1642	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。） を算定時に使用	36	
A3	1643	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	34	
A3	1644	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	35	
A3	1063	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ初回加算		初回加算算定時に使用		36	1月につき
A3	1065	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		18	
A3	1064	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		36	
A3	1750	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		9	月1回限度

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1770	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サービス	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	32	1回につき
A3	1771	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	29	
A3	1772	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27	
A3	1773	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	28	
A3	1774	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	32	
A3	2342	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	32	
A3	2343	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	29	
A3	2344	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27	
A3	2345	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	28	
A3	2346	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	32	
A3	2347	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	29	
A3	2348	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	27	
A3	2349	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	28	
A3	1775	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	29	
A3	1776	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27	
A3	1777	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	28	
A3	1778	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)初回加算		初回加算算定時に使用		29	1月につき
A3	1779	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		14	
A3	1780	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		29	
A3	1781	【1割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		7	月1回限度

※サービス費の算定回数の上限　　週１回程度　　月　５回まで
週２回程度　　月１０回まで
週２回を超える程度　　月１６回まで（要支援１は利用不可）

◆川口市訪問型サービスA（基準緩和）サービスコード表【令和7年4月版】

●2割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1201	【2割】訪問A緩和サービス	訪問型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2　227単位		227	1回につき
A3	1202	【2割】訪問A緩和サービス同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　90%	204	
A3	1663	【2割】訪問A緩和サービス同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合　×　85%	192	
A3	1664	【2割】訪問A緩和サービス同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　88%	199	
A3	1665	【2割】訪問A緩和サービス虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合((所定単位数　×　1%)	225	
A3	2350	【2割】訪問A緩和サービス継計			業務継続計画未策定減算の場合(所定単位数　×　1%)	225	
A3	2351	【2割】訪問A緩和サービス継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　を算定時に使用	202	
A3	2352	【2割】訪問A緩和サービス継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	190	
A3	2353	【2割】訪問A緩和サービス継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	197	
A3	2354	【2割】訪問A緩和サービス継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	223	
A3	2355	【2割】訪問A緩和サービス継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	200	
A3	2356	【2割】訪問A緩和サービス継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	188	
A3	2357	【2割】訪問A緩和サービス継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	195	
A3	1666	【2割】訪問A緩和サービス虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　90%	202	
A3	1667	【2割】訪問A緩和サービス虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合　×　85%	190	
A3	1668	【2割】訪問A緩和サービス虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　88%	197	
A3	1203	【2割】訪問A緩和初回加算	初回加算	200単位加算		200	1月につき
A3	1205	【2割】訪問A緩和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位加算	100	
A3	1204	【2割】訪問A緩和生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200	
A3	1755	【2割】訪問A緩和口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算		50	月1回限度

A3	1221	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	55	1回につき
A3	1222	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	49	
A3	1669	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	47	
A3	1670	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	48	
A3	1671	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	55	
A3	2358	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	55	
A3	2359	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	49	
A3	2360	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	46	
A3	2361	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	48	
A3	2362	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	54	
A3	2363	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	49	
A3	2364	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	46	
A3	2365	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	47	
A3	1672	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	49	
A3	1673	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	46	
A3	1674	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	48	
A3	1223	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ初回加算		初回加算算定時に使用		49	1月につき
A3	1225	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		24	
A3	1224	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		49	
A3	1756	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		12	月1回限度

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
A3	1241	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	50	1回につき
A3	1242	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	45	
A3	1675	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	43	
A3	1676	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	44	
A3	1677	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	50	
A3	2366	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	50	
A3	2367	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。） を算定時に使用	45	
A3	2368	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	42	
A3	2369	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	44	
A3	2370	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	49	
A3	2371	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	44	
A3	2372	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	42	
A3	2373	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	43	
A3	1678	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。） を算定時に使用	45	
A3	1679	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	42	
A3	1680	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	44	
A3	1243	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ初回加算		初回加算算定時に使用		44	1月につき
A3	1245	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		22	
A3	1244	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		44	
A3	1757	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		11	月1回限度

A3	1261	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	41	1回につき
A3	1262	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	37	
A3	1681	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	34	
A3	1682	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	36	
A3	1683	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	40	
A3	2374	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	40	
A3	2375	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	36	
A3	2376	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	34	
A3	2377	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	35	
A3	2378	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	40	
A3	2379	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	36	
A3	2380	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	34	
A3	2381	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	35	
A3	1684	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	36	
A3	1685	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	34	
A3	1686	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	35	
A3	1263	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ初回加算		初回加算算定時に使用		36	1月につき
A3	1265	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		18	
A3	1264	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		36	
A3	1758	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		9	月1回限度

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1950	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サービス	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	32	1回につき
A3	1951	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	29	
A3	1952	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27	
A3	1953	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	28	
A3	1954	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	32	
A3	2382	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	32	
A3	2383	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	29	
A3	2384	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27	
A3	2385	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	28	
A3	2386	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	32	
A3	2387	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	29	
A3	2388	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	27	
A3	2389	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	28	
A3	1955	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	29	
A3	1956	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27	
A3	1957	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	28	
A3	1958	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)初回加算		初回加算算定時に使用		29	1月につき
A3	1959	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		14	
A3	1960	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		29	
A3	1961	【2割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		7	月1回限度

※サービス費の算定回数の上限　　週１回程度　　月　５回まで
週２回程度　　月１０回まで
週２回を超える程度　　月１６回まで（要支援１は利用不可）

◆川口市訪問型サービスA（基準緩和）サービスコード表【令和7年4月版】

●3割負担者用

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
A3	1401	【3割】訪問A緩和サービス	訪問型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2　227単位		227	1回につき
A3	1402	【3割】訪問A緩和サービス同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　90%	204	
A3	1705	【3割】訪問A緩和サービス同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合　×　85%	192	
A3	1706	【3割】訪問A緩和サービス同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　88%	199	
A3	1707	【3割】訪問A緩和サービス虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合((所定単位数　×　1%)	225	
A3	2390	【3割】訪問A緩和サービス継計			業務継続計画未策定減算の場合(所定単位数　×　1%)	225	
A3	2391	【3割】訪問A緩和サービス継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　を算定時に使用	202	
A3	2392	【3割】訪問A緩和サービス継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	190	
A3	2393	【3割】訪問A緩和サービス継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) を算定時に使用	197	
A3	2394	【3割】訪問A緩和サービス継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	223	
A3	2395	【3割】訪問A緩和サービス継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	200	
A3	2396	【3割】訪問A緩和サービス継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	188	
A3	2397	【3割】訪問A緩和サービス継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	195	
A3	1708	【3割】訪問A緩和サービス虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　90%	202	
A3	1709	【3割】訪問A緩和サービス虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合　×　85%	190	
A3	1710	【3割】訪問A緩和サービス虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)　×　88%	197	
A3	1403	【3割】訪問A緩和初回加算	初回加算	200単位加算		200	1月につき
A3	1405	【3割】訪問A緩和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位加算	100	
A3	1404	【3割】訪問A緩和生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200	
A3	1762	【3割】訪問A緩和口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算		50	月1回限度

A3	1421	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	55	1回につき
A3	1422	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	49	
A3	1711	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	47	
A3	1712	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	48	
A3	1713	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	55	
A3	2398	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	55	
A3	2399	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	49	
A3	2400	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	46	
A3	2401	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	48	
A3	2402	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	54	
A3	2403	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	49	
A3	2404	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	46	
A3	2405	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	47	
A3	1714	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	49	
A3	1715	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	46	
A3	1716	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	48	
A3	1423	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ初回加算		初回加算算定時に使用		49	1月につき
A3	1425	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		24	
A3	1424	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		49	
A3	1763	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		12	月1回限度

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1441	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	50	1回につき
A3	1442	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	45	
A3	1717	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	43	
A3	1718	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	44	
A3	1719	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	50	
A3	2406	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	50	
A3	2407	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	45	
A3	2408	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	42	
A3	2409	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	44	
A3	2410	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	49	
A3	2411	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	44	
A3	2412	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	42	
A3	2413	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	43	
A3	1720	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	45	
A3	1721	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	42	
A3	1722	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	44	
A3	1443	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ初回加算		初回加算算定時に使用		44	1月につき
A3	1445	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		22	
A3	1444	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		44	
A3	1764	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		11	月1回限度

A3	1461	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	41	1回につき
A3	1462	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	37	
A3	1723	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	34	
A3	1724	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	36	
A3	1725	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	40	
A3	2414	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	40	
A3	2415	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	36	
A3	2416	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	34	
A3	2417	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	35	
A3	2418	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	40	
A3	2419	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	36	
A3	2420	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	34	
A3	2421	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	35	
A3	1726	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）　を算定時に使用	36	
A3	1727	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	34	
A3	1728	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	35	
A3	1463	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ初回加算		初回加算算定時に使用		36	1月につき
A3	1465	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		18	
A3	1464	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		36	
A3	1765	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		9	月1回限度

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A3	2130	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サービス	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	32	1回につき
A3	2131	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)を算定時に使用	29	
A3	2132	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ同一2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27	
A3	2133	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ同一3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	28	
A3	2134	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	32	
A3	2422	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	32	
A3	2423	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一1			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	29	
A3	2424	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一2			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27	
A3	2425	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一3			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	28	
A3	2426	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	32	
A3	2427	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一1虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	29	
A3	2428	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一2虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	27	
A3	2429	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ継計同一3虐防			業務継続計画未策定減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	28	
A3	2135	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防同一1			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	29	
A3	2136	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防同一2			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27	
A3	2137	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)サ虐防同一3			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）を算定時に使用	28	
A3	2138	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)初回加算		初回加算算定時に使用		29	1月につき
A3	2139	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		14	
A3	2140	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用		29	
A3	2141	【3割】訪問A緩和処遇改善加算(Ⅳ)口腔加算		口腔連携強化加算算定時に使用		7	月1回限度

※サービス費の算定回数の上限

週１回程度	月　５回まで
週２回程度	月１０回まで
週２回を超える程度	月１６回まで（要支援１は利用不可）

◆川口市通所型介護予防相当サービスサービスコード表【令和7年4月版】

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A6	1111	通所型独自サービス11	通所型サービス費（独自）	事業対象者（週1回程度）・要支援1		1,798単位	1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割				59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者（週2回程度）・要支援2		3,621単位	3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割				119単位	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減	事業対象者（週1回程度）・要支援1		18単位減算	−18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位減算	−1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者（週2回程度）・要支援2		36単位減算	−36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				1単位減算	−1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者（週1回程度）・要支援1		18単位減算	−18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割				1単位減算	−1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者（週2回程度）・要支援2		36単位減算	−36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割				1単位減算	−1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者（週1回程度）・要支援1		376単位減算	−376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者（週2回程度）・要支援2		752単位減算	−752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	−47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	1月につき
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算Ⅰ		150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算Ⅱ		160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算			480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者（週1回程度）・要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者（週2回程度）・要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		（1）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者（週1回程度）・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者（週2回程度）・要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者（週1回程度）・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者（週2回程度）・要支援2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	（1）口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		（2）口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）		5単位加算	5	

A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	通所型サービス費(独自)	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	通所型サービス費(独自)	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

◆川口市通所型サービスA（基準緩和）サービスコード表【令和7年4月版】

●1割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1001	【1割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2 355単位		355	1回につき
A7	1002	【1割】通所A緩和サービス同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合　－　94単位	261	
A7	1003	【1割】通所A緩和サービス定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合　×　70%	248	
A7	1004	【1割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合　×　70%　－　94単位	154	
A7	1720	【1割】通所A緩和サービス虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合（所定単位数　×　1%）	352	
A7	1721	【1割】通所A緩和サービス業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算の場合（所定単位数　×　1%）	352	
A7	1980	【1割】通所A緩和サービス送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　－　47単位	308	
A7	1981	【1割】通所A緩和サービス送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　－　94単位	261	
A7	1982	【1割】通所A緩和サービス虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	305	
A7	1983	【1割】通所A緩和サービス虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	258	
A7	1984	【1割】通所A緩和サービス継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	305	
A7	1985	【1割】通所A緩和サービス継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	258	
A7	1986	【1割】通所A緩和サービス定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	201	
A7	1987	【1割】通所A緩和サービス定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	154	
A7	1722	【1割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	151	
A7	1723	【1割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	151	
A7	1724	【1割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	148	
A7	1725	【1割】通所A緩和サービス同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	258	
A7	1726	【1割】通所A緩和サービス同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	258	
A7	1727	【1割】通所A緩和サービス同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	255	
A7	1728	【1割】通所A緩和サービス定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	245	
A7	1988	【1割】通所A緩和サービス定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	198	
A7	1989	【1割】通所A緩和サービス定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	151	
A7	1729	【1割】通所A緩和サービス定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	245	
A7	1990	【1割】通所A緩和サービス定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	198	

A7	1991	【1割】通所A緩和サービス定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	151	1回につき
A7	1730	【1割】通所A緩和サービス定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	242	
A7	1992	【1割】通所A緩和サービス定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	195	
A7	1993	【1割】通所A緩和サービス定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	148	
A7	1731	【1割】通所A緩和サービス虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	349	
A7	1994	【1割】通所A緩和サービス虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	302	
A7	1995	【1割】通所A緩和サービス虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	255	
A7	1015	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1	事業対象者（週1回程度）要支援1　88単位加算	88	1月につき
A7	1016	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ2		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2	事業対象者（週2回程度）要支援2　176単位加算	176	
A7	1007	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1	事業対象者（週1回程度）要支援1　72単位加算	72	
A7	1008	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2	事業対象者（週2回程度）要支援2　144単位加算	144	
A7	1011	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ1		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1	事業対象者（週1回程度）要支援1　24単位加算	24	
A7	1012	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ2		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2	事業対象者（週2回程度）要支援2　48単位加算	48	
A7	1017	【1割】通所A緩和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	100単位加算	100	
A7	1013	【1割】通所A緩和生活機能向上連携加算Ⅱ		（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1031	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	32	1回につき
A7	1032	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	24	
A7	1033	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	22	
A7	1034	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	14	
A7	1732	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	32	
A7	1733	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	32	
A7	1996	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	28	
A7	1997	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	24	
A7	1998	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	28	
A7	1999	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	2000	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	28	
A7	2001	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	2002	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	2003	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	14	
A7	1734	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	13	
A7	1735	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1736	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1737	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	23	
A7	1738	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	23	
A7	1739	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	23	
A7	1740	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	22	
A7	2004	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	2005	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	

A7	1741	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	1回につき
A7	2006	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	2007	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1742	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	
A7	2008	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	2009	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1743	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	32	
A7	2010	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	2011	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	1045	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	8	1月につき
A7	1046	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	16	
A7	1037	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	6	
A7	1038	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	13	
A7	1041	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	2	
A7	1042	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	4	
A7	1047	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	9	
A7	1043	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	18	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1061	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	31	1回につき
A7	1062	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	23	
A7	1063	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	22	
A7	1064	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	13	
A7	1744	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	31	
A7	1745	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	31	
A7	2012	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	27	
A7	2013	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	23	
A7	2014	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	2015	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	2016	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	2017	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	2018	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	2019	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1746	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	13	
A7	1747	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1748	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1749	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	23	
A7	1750	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	23	
A7	1751	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	
A7	1752	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	22	
A7	2020	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	2021	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	

A7	1753	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	1回につき
A7	2022	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	2023	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1754	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	21	
A7	2024	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	2025	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1755	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	31	
A7	2026	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	2027	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	22	
A7	1075	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	7	1月につき
A7	1076	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	15	
A7	1067	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	6	
A7	1068	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	12	
A7	1071	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	2	
A7	1072	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	4	
A7	1077	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	9	
A7	1073	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	18	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1091	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	28	1回につき
A7	1092	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	20	
A7	1093	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	19	
A7	1094	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	12	
A7	1756	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	28	
A7	1757	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	28	
A7	2028	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	24	
A7	2029	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	20	
A7	2030	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	24	
A7	2031	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	20	
A7	2032	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	24	
A7	2033	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	20	
A7	2034	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	16	
A7	2035	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	12	
A7	1758	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	12	
A7	1759	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	12	
A7	1760	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	11	
A7	1761	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	20	
A7	1762	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	20	
A7	1763	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	20	
A7	1764	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	19	
A7	2036	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	15	
A7	2037	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	12	

A7	1765	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	19	1回につき
A7	2038	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	15	
A7	2039	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	12	
A7	1766	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	19	
A7	2040	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	15	
A7	2041	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	11	
A7	1767	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	27	
A7	2042	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	24	
A7	2043	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	20	
A7	1105	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	7	1月につき
A7	1106	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	14	
A7	1097	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	5	
A7	1098	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	11	
A7	2044	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	1	
A7	1102	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	3	
A7	1107	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	8	
A7	1103	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	16	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	2045	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	22	1回につき
A7	2046	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	16	
A7	2047	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	15	
A7	2048	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	9	
A7	2049	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	22	
A7	2050	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	22	
A7	2051	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	19	
A7	2052	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	16	
A7	2053	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	19	
A7	2054	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	16	
A7	2055	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	19	
A7	2056	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	16	
A7	2057	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	2058	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	
A7	2059	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	9	
A7	2060	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	9	
A7	2061	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	9	
A7	2062	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	16	
A7	2063	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	16	
A7	2064	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	16	
A7	2065	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	15	
A7	2066	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	2067	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	

A7	2068	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	15	1回につき
A7	2069	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	2070	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	
A7	2071	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	15	
A7	2072	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	2073	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	
A7	2074	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	
A7	2075	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	19	
A7	2076	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	16	
A7	2077	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	5	1月につき
A7	2078	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	11	
A7	2079	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	4	
A7	2080	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	9	
A7	2081	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	1	
A7	2082	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	3	
A7	2083	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	6	
A7	2084	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	12	

※サービス費の算定回数の上限　　事業対象者　　月１０回まで
　　要支援１　　月　５回まで
　　要支援２　　月１０回まで

◆川口市通所型サービスA（基準緩和）サービスコード表【令和7年4月版】

●2割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1201	【2割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2 355単位		355	1回につき
A7	1202	【2割】通所A緩和サービス同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合　－　94単位	261	
A7	1203	【2割】通所A緩和サービス定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合　×　70%	248	
A7	1204	【2割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合　×　70%　－　94単位	154	
A7	1804	【2割】通所A緩和サービス虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合（所定単位数　×　1%）	352	
A7	1805	【2割】通所A緩和サービス業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算の場合（所定単位数　×　1%）	352	
A7	2644	【2割】通所A緩和サービス送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　－　47単位	308	
A7	2645	【2割】通所A緩和サービス送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　－　94単位	261	
A7	2646	【2割】通所A緩和サービス虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	305	
A7	2647	【2割】通所A緩和サービス虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	258	
A7	2648	【2割】通所A緩和サービス継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	305	
A7	2649	【2割】通所A緩和サービス継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	258	
A7	2650	【2割】通所A緩和サービス定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	201	
A7	2651	【2割】通所A緩和サービス定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	154	
A7	1806	【2割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	151	
A7	1807	【2割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	151	
A7	1808	【2割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	148	
A7	1809	【2割】通所A緩和サービス同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	258	
A7	1810	【2割】通所A緩和サービス同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	258	
A7	1811	【2割】通所A緩和サービス同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	255	
A7	1812	【2割】通所A緩和サービス定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	245	
A7	2652	【2割】通所A緩和サービス定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	198	
A7	2653	【2割】通所A緩和サービス定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	151	

A7	1813	【2割】通所A緩和サービス定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	245	1回につき
A7	2654	【2割】通所A緩和サービス定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	198	
A7	2655	【2割】通所A緩和サービス定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	151	
A7	1814	【2割】通所A緩和サービス定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	242	
A7	2656	【2割】通所A緩和サービス定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	195	
A7	2657	【2割】通所A緩和サービス定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	148	
A7	1815	【2割】通所A緩和サービス虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	349	
A7	2658	【2割】通所A緩和サービス虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	302	
A7	2659	【2割】通所A緩和サービス虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	255	
A7	1215	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1	事業対象者（週1回程度）要支援1 88単位加算	88	1月につき
A7	1216	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ2		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2	事業対象者（週2回程度）要支援2 176単位加算	176	
A7	1207	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1	事業対象者（週1回程度）要支援1 72単位加算	72	
A7	1208	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2	事業対象者（週2回程度）要支援2 144単位加算	144	
A7	1211	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ1		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1	事業対象者（週1回程度）要支援1 24単位加算	24	
A7	1212	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ2		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2	事業対象者（週2回程度）要支援2 48単位加算	48	
A7	1217	【2割】通所A緩和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	100単位加算	100	
A7	1213	【2割】通所A緩和生活機能向上連携加算Ⅱ1		（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1231	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサービス	介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	32	1回につき
A7	1232	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	24	
A7	1233	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	22	
A7	1234	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	14	
A7	1816	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	32	
A7	1817	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	32	
A7	2670	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	28	
A7	2671	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	24	
A7	2672	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	28	
A7	2673	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	2674	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	28	
A7	2675	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	2676	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	2677	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	14	
A7	1818	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	13	
A7	1819	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1820	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1821	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	23	
A7	1822	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	23	
A7	1823	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	23	
A7	1824	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	22	
A7	2678	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	2679	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	

A7	1825	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	1回につき
A7	2680	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	2681	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1826	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	
A7	2682	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	2683	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1827	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	32	
A7	2684	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	2685	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	1245	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	8	1月につき
A7	1246	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	16	
A7	1237	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	6	
A7	1238	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	13	
A7	1241	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	2	
A7	1242	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	4	
A7	1247	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	9	
A7	1243	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	18	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1261	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサービス	介護職員処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	31	1回につき
A7	1262	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	23	
A7	1263	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	22	
A7	1264	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	13	
A7	1828	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	31	
A7	1829	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	31	
A7	2686	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	27	
A7	2687	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	23	
A7	2688	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	2689	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	2690	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	2691	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	2692	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	2693	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1830	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	13	
A7	1831	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1832	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1833	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	23	
A7	1834	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	23	
A7	1835	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	
A7	1836	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	22	
A7	2694	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	2695	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	

A7	1837	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	1回につき
A7	2696	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	2697	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1838	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	21	
A7	2698	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	2699	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1839	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	31	
A7	2700	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	2701	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	22	
A7	1275	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	7	1月につき
A7	1276	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	15	
A7	1267	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	6	
A7	1268	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	12	
A7	1271	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	2	
A7	1272	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	4	
A7	1277	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	9	
A7	1273	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	18	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1291	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサービス	介護職員処遇改善加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	28	1回につき
A7	1292	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	20	
A7	1293	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	19	
A7	1294	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	12	
A7	1840	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	28	
A7	1841	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	28	
A7	2702	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	24	
A7	2703	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	20	
A7	2704	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	24	
A7	2705	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	20	
A7	2706	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	24	
A7	2707	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	20	
A7	2708	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	16	
A7	2709	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	12	
A7	1842	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	12	
A7	1843	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	12	
A7	1844	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	11	
A7	1845	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	20	
A7	1846	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	20	
A7	1847	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	20	
A7	1848	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	19	
A7	2710	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	15	
A7	2711	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	12	

A7	1849	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	19	1回につき
A7	2712	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	15	
A7	2713	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	12	
A7	1850	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	19	
A7	2714	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	15	
A7	2715	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	11	
A7	1851	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	27	
A7	2716	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	24	
A7	2717	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	20	
A7	1305	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	7	1月につき
A7	1306	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	14	
A7	1297	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	5	
A7	1298	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	11	
A7	2718	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	1	
A7	1302	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	3	
A7	1307	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	8	
A7	1303	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	16	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	2719	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサービス	介護職員処遇改善加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	22	1回につき
A7	2720	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	16	
A7	2721	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	15	
A7	2722	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	9	
A7	2723	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	22	
A7	2724	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	22	
A7	2725	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	19	
A7	2726	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	16	
A7	2727	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	19	
A7	2728	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	16	
A7	2729	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	19	
A7	2730	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	16	
A7	2731	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	2732	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	
A7	2733	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	9	
A7	2734	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	9	
A7	2735	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	9	
A7	2736	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	16	
A7	2737	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	16	
A7	2738	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	16	
A7	2739	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	15	
A7	2740	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	2741	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	

A7	2742	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	15	1回につき
A7	2743	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	2744	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	
A7	2745	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	15	
A7	2746	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	2747	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	
A7	2748	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	
A7	2749	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	19	
A7	2750	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	16	
A7	2751	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	5	1月につき
A7	2752	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	11	
A7	2753	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	4	
A7	2754	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	9	
A7	2755	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	1	
A7	2756	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	3	
A7	2757	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	6	
A7	2758	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	12	

※サービス費の算定回数の上限　　事業対象者　　月１０回まで
　　要支援１　　月　５回まで
　　要支援２　　月１０回まで

◆川口市通所型サービスA（基準緩和）サービスコード表【令和7年4月版】

●3割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1401	【3割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2 355単位		355	1回につき
A7	1402	【3割】通所A緩和サービス同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合　－　94単位	261	
A7	1403	【3割】通所A緩和サービス定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合　×　70%	248	
A7	1404	【3割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合　×　70%　－　94単位	154	
A7	1888	【3割】通所A緩和サービス虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合（所定単位数　×　1%）	352	
A7	1889	【3割】通所A緩和サービス業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算の場合（所定単位数　×　1%）	352	
A7	3318	【3割】通所A緩和サービス送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　－　47単位	308	
A7	3319	【3割】通所A緩和サービス送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　－　94単位	261	
A7	3320	【3割】通所A緩和サービス虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	305	
A7	3321	【3割】通所A緩和サービス虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	258	
A7	3322	【3割】通所A緩和サービス継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	305	
A7	3323	【3割】通所A緩和サービス継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	258	
A7	3324	【3割】通所A緩和サービス定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	201	
A7	3325	【3割】通所A緩和サービス定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	154	
A7	1890	【3割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	151	
A7	1891	【3割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	151	
A7	1892	【3割】通所A緩和サービス同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	148	
A7	1893	【3割】通所A緩和サービス同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	258	
A7	1894	【3割】通所A緩和サービス同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	258	
A7	1895	【3割】通所A緩和サービス同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	255	
A7	1896	【3割】通所A緩和サービス定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	245	
A7	3326	【3割】通所A緩和サービス定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	198	
A7	3327	【3割】通所A緩和サービス定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	151	

A7	1897	【3割】通所A緩和サービス定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	245	1回につき
A7	3328	【3割】通所A緩和サービス定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	198	
A7	3329	【3割】通所A緩和サービス定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	151	
A7	1898	【3割】通所A緩和サービス定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	242	
A7	3330	【3割】通所A緩和サービス定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	195	
A7	3331	【3割】通所A緩和サービス定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	148	
A7	1899	【3割】通所A緩和サービス虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	349	
A7	3332	【3割】通所A緩和サービス虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	302	
A7	3333	【3割】通所A緩和サービス虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	255	
A7	1415	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1	事業対象者（週1回程度）要支援1　88単位加算	88	1月につき
A7	1416	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ2		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2	事業対象者（週2回程度）要支援2　176単位加算	176	
A7	1407	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1	事業対象者（週1回程度）要支援1　72単位加算	72	
A7	1408	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2	事業対象者（週2回程度）要支援2　144単位加算	144	
A7	1411	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ1		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1	事業対象者（週1回程度）要支援1　24単位加算	24	
A7	1412	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ2		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2	事業対象者（週2回程度）要支援2　48単位加算	48	
A7	1417	【3割】通所A緩和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	100単位加算	100	
A7	1413	【3割】通所A緩和生活機能向上連携加算Ⅱ1		（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1431	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	32	1回につき
A7	1432	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	24	
A7	1433	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	22	
A7	1434	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	14	
A7	1900	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	32	
A7	1901	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	32	
A7	3334	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	28	
A7	3335	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	24	
A7	3336	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	28	
A7	3337	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	3338	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	28	
A7	3339	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	3340	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	3341	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	14	
A7	1902	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	13	
A7	1903	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1904	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1905	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	23	
A7	1906	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	23	
A7	1907	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	23	
A7	1908	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	22	
A7	3342	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	3343	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	

A7	1909	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	1回につき
A7	3344	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	3345	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1910	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	
A7	3346	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	3347	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1911	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	32	
A7	3348	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	3349	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	1445	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	8	1月につき
A7	1446	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	16	
A7	1437	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	6	
A7	1438	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	13	
A7	1441	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	2	
A7	1442	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	4	
A7	1447	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	9	
A7	1443	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	18	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1461	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	31	1回につき
A7	1462	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	23	
A7	1463	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	22	
A7	1464	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	13	
A7	1912	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	31	
A7	1913	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	31	
A7	3350	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	27	
A7	3351	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	23	
A7	3352	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	3353	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	3354	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	3355	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	23	
A7	3356	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	18	
A7	3357	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1914	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	13	
A7	1915	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1916	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	13	
A7	1917	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	23	
A7	1918	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	23	
A7	1919	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	
A7	1920	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	22	
A7	3358	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	3359	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	

A7	1921	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	1回につき
A7	3360	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	3361	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1922	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	21	
A7	3362	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	17	
A7	3363	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	13	
A7	1923	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	31	
A7	3364	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	27	
A7	3365	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	22	
A7	1475	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	7	1月につき
A7	1476	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	15	
A7	1467	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	6	
A7	1468	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	12	
A7	1471	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	2	
A7	1472	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	4	
A7	1477	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	9	
A7	1473	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	18	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	1491	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	28	1回につき
A7	1492	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	20	
A7	1493	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	19	
A7	1494	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	12	
A7	1924	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	28	
A7	1925	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	28	
A7	3366	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	24	
A7	3367	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	20	
A7	3368	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	24	
A7	3369	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	20	
A7	3370	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	24	
A7	3371	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	20	
A7	3372	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	16	
A7	3373	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	12	
A7	1926	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	12	
A7	1927	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	12	
A7	1928	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	11	
A7	1929	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	20	
A7	1930	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	20	
A7	1931	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	20	
A7	1932	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	19	
A7	3374	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	15	
A7	3375	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	12	

A7	1933	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	19	1回につき
A7	3376	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	15	
A7	3377	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	12	
A7	1934	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	19	
A7	3378	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	15	
A7	3379	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	11	
A7	1935	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	27	
A7	3380	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	24	
A7	3381	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	20	
A7	1505	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	7	1月につき
A7	1506	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	14	
A7	1497	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	5	
A7	1498	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	11	
A7	3382	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	1	
A7	1502	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	3	
A7	1507	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	8	
A7	1503	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	16	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A7	3383	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサービス	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	22	1回につき
A7	3384	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	16	
A7	3385	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	15	
A7	3386	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	9	
A7	3387	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防			高齢者虐待防止措置未実施減算算定時に使用	22	
A7	3388	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ継計			業務継続計画未策定減算算定時に使用	22	
A7	3389	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ送迎片道減算			片道送迎を実施しない場合　ー　47単位	19	
A7	3390	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ送迎往復減算			往復送迎を実施しない場合　ー　94単位	16	
A7	3391	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	19	
A7	3392	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	16	
A7	3393	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ継計片送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	19	
A7	3394	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ継計往送			業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	16	
A7	3395	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	3396	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	
A7	3397	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	9	
A7	3398	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	9	
A7	3399	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物定超人欠虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	9	
A7	3400	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物虐防			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	16	
A7	3401	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	16	
A7	3402	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ同一建物虐防継計			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	16	
A7	3403	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合	15	
A7	3404	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	3405	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	

A7	3406	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	15	1回につき
A7	3407	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	3408	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	
A7	3409	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防継計			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	15	
A7	3410	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防継計片送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	12	
A7	3411	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ定超人欠虐防継計往送			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	9	
A7	3412	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防継計			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合	22	
A7	3413	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防継計片送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ片道送迎を実施しない場合	19	
A7	3414	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサ虐防継計往送			高齢者虐待防止措置未実施減算の場合、かつ業務継続計画未策定減算の場合、かつ往復送迎を実施しない場合	16	
A7	3415	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰ１		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1算定時に使用	5	1月につき
A7	3416	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰ２			サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2算定時に使用	11	
A7	3417	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ１			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1算定時に使用	4	
A7	3418	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ２			サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2算定時に使用	9	
A7	3419	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅲ１			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1算定時に使用	1	
A7	3420	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅲ２			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2算定時に使用	3	
A7	3421	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算Ⅰ		生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	6	
A7	3422	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	12	

※サービス費の算定回数の上限　　事業対象者　　月１０回まで
　　要支援１　　月　５回まで
　　要支援２　　月１０回まで

◆川口市介護予防ケアマネジメントサービスコード表【令和7年4月版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費	442	1月につき
AF	1008	介護予防ケアマネジメントA・虐防	介護予防ケアマネジメント費＋高齢者虐待防止措置未実施減算	438	
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回加算	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算	742	
AF	1011	介護予防ケアマネジメントA・初回加算・虐防	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋高齢者虐待防止措置未実施減算	738	
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算	介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算	742	
AF	1014	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算・虐防	介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算＋高齢者虐待防止措置未実施減算	738	
AF	1006	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算	1,042	
AF	1017	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・虐防	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算＋高齢者虐待防止措置未実施減算	1,038	
AF	1031	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメント費（初回のみのケアマネジメント）	442	